

青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p>第 1～第 7 (略)</p> <p>第 8</p> <p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、<u>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等</u></p> <p>(3)～第 16 (略)</p> <p>第 17</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (本文略)</p> <p>(1) 請求者の氏名が記載された被保険者証の写し、<u>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等</u></p> <p>(2)～第 19 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成 20 年 5 月 19 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 23 年 1 月 7 日から施行し、平成 23 年 9 月 26 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 24 年 2 月 2 日から施行し、平成 23 年 1 月 25 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行し、平成 25 年 1 月 19 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 26 年 9 月 29 日から施行し、平成 26 年 9 月 2 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 27 年 1 月 23 日から施行し、平成 26 年 1 2 月</p>	<p style="text-align: center;">青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p>第 1～第 7 (略)</p> <p>第 8</p> <p>1 (1) (略)</p> <p>(2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し</p> <p>(3)～第 16 (略)</p> <p>第 17</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 (本文略)</p> <p>(1) 請求者の氏名が記載された被保険者証の写し</p> <p>(2)～第 19 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成 20 年 5 月 19 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 23 年 1 月 7 日から施行し、平成 23 年 9 月 26 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 24 年 2 月 2 日から施行し、平成 23 年 1 月 25 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 24 年 3 月 14 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 25 年 1 月 18 日から施行し、平成 25 年 1 月 19 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 26 年 9 月 29 日から施行し、平成 26 年 9 月 2 日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 27 年 1 月 23 日から施行し、平成 26 年 1 2 月</p>

<p>15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年6月23日から施行し、平成27年5月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月31日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年1月4日から施行し、平成27年11月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年9月28日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年11月18日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成29年2月15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月24日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年11月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年2月27日から施行し、平成30年2月16日から適用する。ただし、第8第2項の規定は核酸アナログ製剤治療の者で平成30年6月30日までの有効期限であり更新を希望する者及び平成30年7月1日以降に申請があったものに対し適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年5月24日から施行し、平成31年2月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年9月18日から施行し、令和元年8月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年2月1日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年6月18日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年10月5日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和6年5月2日から施行し、令和6年3月26日から</p>	<p>15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年6月23日から施行し、平成27年5月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月31日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年1月4日から施行し、平成27年11月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年9月28日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年11月18日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成29年2月15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月24日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年11月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年2月27日から施行し、平成30年2月16日から適用する。ただし、第8第2項の規定は核酸アナログ製剤治療の者で平成30年6月30日までの有効期限であり更新を希望する者及び平成30年7月1日以降に申請があったものに対し適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年5月24日から施行し、平成31年2月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年9月18日から施行し、令和元年8月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年2月1日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年6月18日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年10月5日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和6年5月2日から施行し、令和6年3月26日から</p>
---	---

<p>適用する。 附則 この要綱は令和6年9月13日から施行し、令和6年10月1日から適用する。 <u>附則 この要綱は令和6年11月25日から施行し、令和6年12月2日から適用する。</u></p> <p>(経過措置) 1～18 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別添1～2 (略)</p> <p>第1号様式 (第8関係) 表面・裏面 (略) 注1 本文 (略) (1) (略) (2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し、<u>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等</u> (3) ～※1 (略) ※2 本文 (略) ・ 除外対象者の氏名が記載された被保険者証等の写し、<u>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等</u> (以下略)</p> <p>第2号様式 (第6関係) - 1 (略) 第2号様式 (第6関係) - 2 治療内容 <del>3. アデホビル</del> 3-4. テノホビル 4-5. その他 (具体的に記載： )</p> <p>第2号様式 (第6関係) - 3～4 (略) 第2号様式 (第6関係) - 5 治療内容 <del>3. アデホビル</del> 3-4. テノホビル</p>	<p>適用する。 附則 この要綱は令和6年9月13日から施行し、令和6年10月1日から適用する (新設)</p> <p>(経過措置) 1～18 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別添1～2 (略)</p> <p>第1号様式 (第8関係) 表面・裏面 (略) 注1 本文 (略) (1) (略) (2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し (3) ～※1 (略) ※2 本文 (略) ・ 除外対象者の氏名が記載された被保険者証等の写し (以下略)</p> <p>第2号様式 (第6関係) - 1 (略) 第2号様式 (第6関係) - 2 治療内容 3. アデホビル 4. テノホビル 5. その他 (具体的に記載： )</p> <p>第2号様式 (第6関係) - 3～4 (略) 第2号様式 (第6関係) - 5 治療内容 3. アデホビル 4. テノホビル</p>
--	--

<p>4-5. その他（具体的に記載： ）</p> <p>第2号様式（第6関係）－6～9（略）</p> <p>第2号様式（第6関係）－10</p> <p>治療内容 <del>3. アデホビル（ヘプセラ錠）</del></p> <p>3-4. テノホビル（テノゼット錠、ベムリディ錠）</p> <p>4-5. その他（具体的に記載： ）</p> <p>第3号様式（第6関係）</p> <p>第3号様式を提出する場合は、医療保険上の扶養関係にないことを確認するため、除外希望者の氏名が記載された「保険証」または「医療保険証」の写し、<u>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等</u>も提出ください。</p> <p>第4号様式～第7号様式（略）</p> <p>第8号様式（第11関係）本文（略）</p> <p>注 氏名及び住所の変更の場合は、住所異動が確認できる公的な書類（住民票の写し、運転免許証の写しなど）を、加入医療保険の変更の場合は、被保険者証の写し、<u>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等</u>を提出してください。</p> <p>第9号様式～第10号様式（略）</p> <p>第11号様式（第17関係） （表面）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 添付書類</p> <p>○ 受給者の氏名が記載された被保険者証の写し、<u>医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>5. その他（具体的に記載： ）</p> <p>第2号様式（第6関係）－6～9（略）</p> <p>第2号様式（第6関係）－10</p> <p>治療内容 3. アデホビル（ヘプセラ錠）</p> <p>4. テノホビル（テノゼット錠、ベムリディ錠）</p> <p>5. その他（具体的に記載： ）</p> <p>第3号様式（第6関係）</p> <p>第3号様式を提出する場合は、医療保険上の扶養関係にないことを確認するため、除外希望者の氏名が記載された「保険証」または「医療保険証」の写しも提出ください。</p> <p>第4号様式～第7号様式（略）</p> <p>第8号様式（第11関係）本文（略）</p> <p>注 氏名及び住所の変更の場合は、住所異動が確認できる公的な書類（住民票の写し、運転免許証の写しなど）を、加入医療保険の変更の場合は、被保険者証の写しを提出してください。</p> <p>第9号様式～第10号様式（略）</p> <p>第11号様式（第17関係） （表面）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 添付書類</p> <p>○ 受給者の氏名が記載された被保険者証の写し</p> <p>（以下略）</p>
---	---